

輝きプラザきらら及び中央図書館ESCO事業

提案審査要領(案)

平成28年11月

枚方市

輝きプラザきらら及び中央図書館 ESCO 事業提案審査要領

輝きプラザきらら及び中央図書館 ESCO 事業に係る ESCO 提案書の審査は、輝きプラザきらら及び中央図書館 ESCO 事業者選定審査会（以下「選定審査会」という。）において、次のとおり行う。

1. 最優秀提案者の選定に至る過程

- ① 募集要項の公表
- ② 仮登録の受付
- ③ 仮登録審査結果の通知
- ④ 募集要項に関する質疑の受付
- ⑤ 募集要項に関する質疑の回答・公表
- ⑥ 参加表明書及び参加資格審査書類の受付
- ⑦ 参加資格審査結果及び提案要請書の送付
- ⑧ 現場ウォークスルー調査
- ⑨ ウォークスルー調査に関する質疑の受付
- ⑩ ウォークスルー調査に関する質疑の回答公表
- ⑪ ESCO 提案書の受付
- ⑫ プレゼンテーション及び提案審査
- ⑬ 最優秀及び優秀提案者の選定、結果通知

2. ESCO 提案の審査及び選定

(1) 参加資格の審査

本プロポーザルへの参加の表明をする応募者に提案要請をするにあたり、本事業の参加資格要件に従い、応募者の参加資格の審査を行う。

(2) 参加資格の審査並びに提案要請

参加資格要件の審査の結果、条件を満たす応募者に対し提案書の提出を文書で要請する。

(3) 審査及び選定

選定審査会において、提案書を審査し、応募者の中から最優秀提案者を1者及び優秀提案者を数者選定する。

審査結果は、応募者に文書で通知し、本市のホームページで公表する。なお、原則として審査結果に対する異議の申し立ては、受け付けない。

(4) 優先交渉権者

審査の結果、最優秀提案者を ESCO 事業契約に向けての優先交渉権者とする。また、優秀提案者を次選交渉権者とする。

(5) 詳細協議

最優秀提案を行った応募者は、当該提案に基づく事業に係る補助金の交付決定の結果後、市との間で、以降の詳細診断、包括的エネルギー管理計画（最終提案）書作成及び契約書を締結するまでの諸条件について詳細協議を進めるものとする。なお、この際の協議は、応募者の提案の範囲内で行う。

(6) 契約の締結

最優秀提案を行った応募者は、詳細診断を行った結果について本市と協議を行い、本市の予定価格の範囲内で契約を締結する。なお、協議が整わない場合には、優秀提案を行った数者の範囲内において、次順位の者との協議を行う。

3. 提案書の審査

選定審査会は、「事業資金計画」、「技術提案」、「維持管理」、「計測・検証手法」、及び「運転管理方針」等について、総合的に提案書の審査を行う。

(1) 審査の方法

応募者からの提案書類をもとに、提案の内容及び実行能力等を後述の ESCO 提案審査評価項目に従い審査する。審査の過程において、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

上記の審査結果に従い、総合得点の最も大きい提案を行ったものを最優秀提案者とし、優秀提案を数者選定する。

(2) 審査

応募者からの提案書をもとに、次の事項を重視して、表「ESCO 提案審査評価項目」により審査する。

A 環境的評価事項

- ① 対象建物全体の省エネルギー率が 10%以上であり、さらに省エネルギー効果が充分にあること。
- ② 二酸化炭素排出の削減効果が高いこと。

B 財政的評価事項

- ① 提案に係る設計・工事・工事監理相当費用が安いこと。
- ② 維持管理等サービス料が安いこと。
- ③ 光熱水費削減保証額が高いこと。

C 技術的評価事項

- ① 提案者の経営状況や資金調達計画が信頼できること。
- ② 本市要求仕様を満たしていることが確認でき、技術提案に具体性、妥当性があること。
- ③ 提案された省エネルギー量や工事費などの算出根拠に妥当性があること。
- ④ NO_x、SO_x、ばいじん、騒音等についての環境性が配慮されていること。
- ⑤ 工事施工が施設の運営・業務に支障をきたさないこと。また、ESCO 設備の信頼性・安全性・災害時等を含む緊急時対応策が明確であること。
- ⑥ 設備定期点検、計測・検証方法及び運転管理方針の提案に具体性・妥当性があること。
- ⑦ ESCO 実績が豊富であること。また、優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、設備を市に引き渡しできる信頼性があること。
- ⑧ 補助金額が高く、対象工事・金額設定に妥当性があること。また、補助金獲得の確度を上げるため、過去の類似事例の採択実績に基づく工夫の提案があること。
- ⑨ 下請業者または協力事業者の採用において市内企業を優先して選定する方針または計画が示されていること。
- ⑩ ESCO 事業内容の実績の見える化、市民等への啓発に関する提案が優れていること。
- ⑪ 提案が全体としてバランスが良く優れていること。

(3) その他

本プロポーザルへの応募者が1者のみの場合又は、資格審査の通過者後の辞退により技術審査が1者のみとなる場合は、本プロポーザルを中止する。

4. 失格の規定

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 期限までに書類が提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- (4) 別途「輝きプラザきらら及び中央図書館 ESCO 事業提案募集要項」に違反すると認められた場合
- (5) 応募者が、選定審査会委員又は事務局関係者等と本プロポーザルに関する接触を求めた場合。
- (6) 提案者の経営状況や資金調達計画が不良の場合
(経営状況が3年連続赤字(但し、履行保証がある場合は、履行保証をする者とされる者が共に3年連続赤字)である場合、資金調達予定額が必要費用に達していない場合)
- (7) 本要領に示す重要な項目が満足できなかった場合

表 ESCO 提案審査評価項目

	評価項目	採点基準	点数	係数	配点	割合	割合	備考
環境	1 対象建物全体の省エネルギー率が10%以上であり、さらに省エネルギー効果が充分にあること。	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出 当該数値がマイナスの場合、0点とする		10	50	15%	30%	省エネルギー率10%は保証値とする。
	2 二酸化炭素排出削減保証率が高いこと。	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出 当該数値がマイナスの場合、0点とする		10	50	15%		
財政	3 設計・工事・工事監理相当費用が安いこと。	最低値を「5」点とし、その他の得点を(最低値/当該数値)×5で算出		10	50	15%	35%	工事費は補助金を含む実質工事費とする。
	4 維持管理等サービス料が安いこと。	最低値を「5」点とし、その他の得点を(最低値/当該数値)×5で算出		6	30	9%		
	5 光熱水費削減保証額が高いこと。	最高値を「5」点とし、その他の得点を(当該数値/最高値)×5で算出		8	40	12%		
技術	6 提案者の経営状況や資金調達計画が信頼できること。	5:信頼性が高い 4:信頼性がやや高い 3:中程度である 2:やや信頼性が低い 1:信頼性が低い		2	10	3%	35%	(*1)
	7 本市要求仕様を満たしていることが確認でき、技術提案に具体性、妥当性があること。	5:非常に良い 4:良い 3:中程度 2:やや悪い 1:悪い		2	10	3%		
	8 提案された省エネルギー量や工事費などの算出根拠に妥当性があること。	5:非常に良い 4:良い 3:中程度 2:やや悪い 1:悪い		2	10	3%		
	9 NOx、SOx、ばいじん、騒音等についての環境性が配慮されていること。	5:非常に良い 4:良い 3:中程度 2:やや悪い 1:悪い		2	10	3%		
	10 工事施工が施設の運営・業務に支障をきたさないこと。また、ESCO設備の信頼性・安全性・災害時等を含む緊急時対応策が明確であること。	5:非常に良い 4:良い 3:中程度 2:やや悪い 1:悪い		2	10	3%		
	11 設備定期点検、計測・検証方法及び運転管理方針の提案に具体性・妥当性があること。	5:非常に良い 4:良い 3:中程度 2:やや悪い 1:悪い		2	10	3%		
	12 ESCO実績が豊富であること。また、優れた品質管理を行い、期限までに確実に工事を完了し、設備を市に引き渡して信頼性があること。	5:非常に良い 4:良い 3:中程度 2:やや悪い 1:悪い		2	10	3%		
	13 補助金額が高く、対象工事・金額設定に妥当性があること。また、補助金獲得の確度を上げるため、過去の類似事例の採択実績に基づく工夫の提案があること。	5:非常に良い 4:良い 3:中程度 2:やや悪い 1:悪い		4	20	6%		
14 下請業者または協力事業者の選定において市内企業を優先して採用する方針または計画が示されていること。	5:非常に良い 4:良い 3:中程度 2:やや悪い 1:悪い		2	10	3%	契約期間中のESCO設備故障等について補償(*2)がある場合は加算		
15 ESCO事業内容の実績の見える化、市民等への啓発に関する提案が優れていること。	5:非常に良い 4:良い 3:中程度 2:やや悪い 1:悪い		2	10	3%			
16 提案が全体としてバランスが良く優れていること。	5:非常に良い 4:良い 3:中程度 2:やや悪い 1:悪い		2	10	3%			
評定点合計(340点満点)					340	100%	100%	
(*1) 経営状況が3期連続赤字(但し、履行保証がある場合は、履行保証をする者とされる者が共に3期連続赤字)である場合を言う。								
(*2) ESCO契約期間中のESCO設備の故障や不具合等の発生に対して、当該設備に係る事業者による補償の提案がある場合を言う。ただし、維持管理上の部品交換や修理等の対応は除く。								